

市民文教委員会会議録

平成22年11月8日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:06

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「環境について」を議題といたします。明星寺地内における産業廃棄物処理施設設置計画の経過について執行部の説明を求めます。

環境整備課長

明星寺地内における産業廃棄物処理施設設置計画の経過等について、ご報告させていただきます。まず、前回委員会以後の経過でございますが、地元説明会につきましては、農家繁忙時期と重なったこともありまして、9月17日以後開催にはまだ至っておりません。現在、地元代表者であります潤野上区の國廣自治会長に日程調整等を行っていただいておりますので、日程調整がされれば、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所及び県工業保安課にも出席については了解をいただいておりますので、連絡し、説明会を開催するようにいたしております。

次に、前回委員会でお尋ねのありました、瀬戸議員の質問の産業廃棄物収集運搬業の許可を持っているものが、破砕機を設置することは違法ではないかとお尋ねがございましたが、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所を確認いたしましたところ、破砕機は自然石を破砕することもできるものであるため、設置することだけでは廃掃法に違反するものではなく、設置したものが例え産業廃棄物収集運搬業者であっても、そのことに何ら変わりはないとの見解でありました。ただし、昨年12月15日の厳重注意の際、無許可設置が無許可操業と並んで違反事項として挙げられておりますが、これは無許可で他社が排出した産業廃棄物である瓦れき類を受け入れて処理をした、つまり、産業廃棄物中間処理の無許可操業を行ったこと、そこからさかのぼって、この破砕機が産業廃棄物処理施設として設置されたことが確定できたため、無許可設置が違反事項となったものでございます。逆に言えば、この破砕機を設置して産業廃棄物を破砕しなければ廃掃法違反とはならないということでございます。

この設置者は一度の違反が確認されたものの、現在指導に従っている状態でございますが、県の指導の基準に照らせば、罰則の適用は考えてないということでございます。何度も違反を繰り返すようであれば罰則の適用もありえますが、県としましては、全県一律の基準で厳正に対処していくということでございます。以上で報告終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま課長ほうから報告をいただきましたが、県のほうは、いわゆる設置をするだけでは違反にはならない。それが産業廃棄物収集運搬業という許可を持った業者でもということでした。でも、設置をして運転稼働させると、いわゆる違反になると。現実には今の業者さんは運転稼働をしたので、厳重注意をしたと。その時点で県のほうは告発することができたわけですね。なぜ告発しなかったか、これは県のほうに市のほうからも、私どもまた話を聞く機会があったら厳しく聞いてみたいなと思っておりますけど、飯塚市のほうからも一応ね、稼働したじゃないかと、その時点で告発をすべきじゃなかったのかと、ましてや産業廃棄物収集運搬業という許可を持ってあり、そのことについての法令等、講習を受けてある業者さん。十分に理解してあったことだと思います。それで、県のほうにそういうことをもう一度市のほうからも強く要望を、どうしてだったのか聞いていただきたい、要望書の中とか意見書の中にも書いていただきたいと思っております。私どものほうも、また県と話し合うことがあれば、そういうこともまた聞いていき

たいと思っておりますので、その辺は要望にしておきますけどよろしく願いしときます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校教育について」を議題といたします。飯塚市立小学校・中学校再編整備計画に
ついて執行部の説明を求めます。

学校施設等再編整備対策室主幹

飯塚市立小学校・中学校再編整備計画につきましては、10月25日の教育委員会会議臨時
会において計画承認されましたので、その概要をご説明いたします。本配付いたしてありま
す飯塚市立小学校・中学校再編整備計画をお願いします。

本委員会におきまして説明しておりました計画素案からの大きな変更点といたしましては、
鎮西中学校区内の小学校3校を統合し、設置する計画といたしておりましたが、その小中一貫
教育校から八木山小学校を除き、同校は内野小学校などと同様に条件付存続とした点と、統合
先を決めていませんでした飯塚第三中学校の統合先を、飯塚第一中学校とした点の2点でござ
います。

まず、鎮西中学校区の変更につきましては、八木山小学校を単独で存続させるべきかについ
て保護者、地域の方の意見、現在の八木山小学校の状況、取り組み、市内全域から子どもたち
を受け入れている現状、また地理的環境等を検討し、最終的に内野小学校や高田小学校と同様
に、今後の児童数などの推移を見ながら改めて再編統合を検討するという条件を付して、存続
させるとしたものでございます。次に、飯塚第三中学校につきましては、菰田中学校と同様に
生徒数が少数なことから、素案におきましても隣接校との統合を計画しておりましたが、その
統合先について決定しておりませんでした。その後、実施いたしました計画素案の説明会にお
ける保護者や地域の方のご意見、また鯉田地区自治会長会による独自のアンケート調査と、そ
の結果を踏まえました要望書や地理的關係、他校区の計画との整合性にに基づき改めて検討しま
した結果、飯塚第一中学校との統合を計画で決定したものでございます。

なお、その他の校区の小学校中学校につきましては、計画素案のとおりで一部文言の訂正変
更を行ったほか、計画書の形態をよりわかりやすくするために12中学校ごとに編成し直して
おります。なお、本計画におきましても最終決定を行っていない学校の設置場所等につきまし
ては、今後十分に調査検討を行いながら実施に向けて決定して行くことになっております。ま
た今後のスケジュールにつきましては、市長部局の学校再編整備複合化多機能化検討委員会の検
討等を経まして、公共施設等のあり方に関する第2次実施計画が同第1次実施計画と同様に、
行財政改革推進委員会の提言を受け、最終的に行財政改革推進本部で計画決定されることとな
ります。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

田中委員

この再編整備計画、これで決定ですか。その点まずお聞きします。

学校施設等再編整備対策室主幹

教育委員会の計画としては、最終決定ということになります。

田中委員

幾つかの校区で反対をするという、そのような声を私は聞いておりますが、そのような声と

というのは教育委員会のほうには届いていませんでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

現在、計画についてご意見をお持ちの校区の保護者、地域の方につきましては、具体的に申し上げますと目尾地域の方と穂波の平恒地域の方が計画についての見直しの要望等をされているのが実情でございます。

田中委員

そのような要望に対して、検討する余地はあるのか。それとも決まったことだから、このまま進めるといってお考えなのか、この点はいかがでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

まず目尾地域につきましては、先に要望書もいただいておりますが、今週の水曜日でございますが、再度、意見交換会を実施することとしておりますので、その席で改めて意見の交換をし、教育委員会の考え等をさらに詳しく説明し理解していただくように努力したいと思いますし、まだ設置場所等の決定がなされておられませんので、十分意見を聞きながら進めていきたいと思っております。また平恒小学校区につきましては、具体的に要望等の内容につきましては、再度協議は行っておりませんが、その辺のところも十分理解がいただけますように、努力してまいりたいと思っておりますが、計画自体につきましては、教育委員会としては教育委員会会議で決定をしておりますので、計画自体の変更はないものと思っております。

田中委員

意見交換会を行って説明をして、理解をしていただくと。平恒小学校に関しましても理解をしていただくというご答弁でございますが、理解をしていただければいいんでしょうけど、それでもどうしても納得できない、この計画に反対をしたいという声が強かった場合といいますか、そういう場合でも見直しをするという考えはないということですか。その点はいかがでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

教育委員会の再編整備計画につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、この後、市長部局のほうで計画を策定します第2次実施計画におきましての間に、計画に対するパブリックコメント等を実施する旨を聞いておりますので、その辺は最終的に教育委員会のほうで云々ではございませんが、検討することもあるのかとは思っておりますが、何度も申し上げますが、教育委員会の計画としましては、決定案というふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永露委員

いま田中委員に言われましたことですが、これは実質的に学校再編に関する全体像の最終決定がなされたわけですよ。これから先のスケジュール、手続等についても、それはそれなりに粛々とやっていかれるんでしょうけども、そこでの変更なんてことはあり得んはずですよ。できませんよ。できますか。市長部局で2次実施計画の策定についての話し合い等が行われるかもわからないけども、そこでこの教育委員会が決定した内容について異議をはさめますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

教育委員会の計画としては、先ほどから申し上げていますように、最終決定案というふうに考えておりますし、この計画が最善というふうに考えておりますので、教育委員会としては変更を行うということは考えておりませんが、例えばその他の要因等が考えられることから、100%実施できるかどうかというのは、私のほうから答弁できないというふうなことを考えております。

永露委員

いわゆるこの学校施設、教育施設ですね。これの設置権は教育委員会にあるわけでしょ。教

育委員会の職務権限でしょ。この教育委員会の職務権限としての学校の設置というのは、どう
いうことですか。

教育総務課長

いま申されている件でございますけれども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で規定がなされておるところでございます。その第23条において、教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し及び執行すると、その第1号におきまして、教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することという記載がございます。また、この第30条の中には教育機関の設置という項目がございます。地方公共団体は法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置する等々というような文言がございます。

ここで、いま申されている教育機関の設置主体は、どこかというような趣旨かと思えますけれども、ここで学校教育法第2条に、もう1点学校教育法の中に、学校は国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができるというふうに規定をされているところがございます。したがって、あくまでも設置主体は、この学校教育法第2条にも規定されているとおり地方公共団体ということになります。したがって、設置主体は地方公共団体でございます。教育委員会が教育機関を設置し管理し廃止するというのではなく、教育委員会は地方公共団体の執行機関として、これらの事項に関する事務を行うというところで逐条解説等はされているところがございます。

永露委員

そうしますと例えば、教育委員会が今回の学校再編に当たって新たな学校をつくるという決定されたんですね。これは何の権限ですか。

教育総務課長

例えば、教育施設の建設実施に係る長と教育委員会の関係で申しますと、これについて建設の実施等については、地方教育法の中には明文化はされておりませんが、施設の整備に関することは教育委員会の処理するところということになります。建築の実施をなす請負契約の締結や教育財産の取得、それから支出命令等は地方公共団体の長が行うこととなっております。したがって、建築の計画に関しては教育委員会が行い、その申し出を待って事後の実施を地方公共団体の長が行うというような趣旨で逐条解説等でされているところがございます。

永露委員

そうしますと、教育委員会の中の法律で言われております設置というのは、計画の段階だけですね。机上計画を立てるとということだけですか。本当にそんなことができますか。勝手に計画が立てられますか。新たな学校をつくるのかということが、そういうことが勝手にできますか。当然予算が伴うんですよ。多額の予算を伴うことに対して、そういう計画だけでいいということで、どういう計画でもできますか。不可能でしょうも、いかがですか。

教育総務課長

委員申されるとおり、建設に伴いそういう予算が伴うのは当然でございます。ただ、長の職務権限等の中には地方公共団体の長は次の掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するという項目がございます。その中に教育財産を取得し及び処分することというような規定もございます。それから教育委員会の所管に属する事項に関する契約を結ぶこと、それから教育委員会の所管に係る事項に関する予算を執行することということが、長の職務権限としてなされているところがございます。それから同法律の29条の中には、その地方公共団体の長は歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないというふうに規程されております。

永露委員

そんなにわざと分かりにくく説明なくていいでしょう。だから、法の上では計画は立てることができる。しかし、計画を立てることはできるといっても、むやみやたらと計画を立てることはできんでしょう。ただ一般的な管理等々についてはできるかもわからんけど。そういう多額の予算を伴うものについては、多額じゃなくて教育委員会がいつも言っていますように1円も持ってないんです。予算を伴うものについては、勝手な計画は立てられないでしょう。だから、立てられないと言えいいんですよ。だから、教育委員会に今回その内容を、まず素案の段階でもいいですよ、一番当初の素案の段階で教育委員会に議案として提案されておりますね。予算を伴うものも含めまして。学校再編全体が。その時点で市長部局、ひいては市長の了解を得ずして提案できないでしょう、できますか。

教育部長

ご質問の学校再編整備素案の段階のことをお尋ねですが、6月9日に教育委員会会議の中で素案を事務局案として教育委員会会議に出しております。基本的には、これを出す前で事務局は内容を決めるにあたっては、事前に一応市長あるいは関係部長あたりには、内容については連絡協議はいたしております。

永露委員

連絡協議だけですか。それだけじゃないでしょう。そんなもんで議案として提案できますか。市長部局、ひいてはトップの基本方針の考え方の了解をいただかんとできんでしょう。連絡協議だけではできんでしょう。ということは、この計画全体とは言わず、基本的に大事な部分、例えば一体型の学校をつくるとか、そういうものについては少なくとも市長の了解を得たうえで提案しているんでしょう、違いますか。もらわなくて提案できますか、議案として。これは計画ですから、決めるのは職権として決められますから決めてくださいと、決めた上でそんなものできるかと言われますか。そんなものではないでしょう、行政の一貫性として。当然そこには提案する上で、この素案についてもこの計画についても、事務局として教育委員会に議案として提案する段階で、事前に市長の了解をいただかんと出せんでしょうと言っているんです。出せますか。

教育部長

6月9日の前後に市長、関係部長あたりと概ねにおいては了解をいただいたものと理解して提案させていただいております。

永露委員

そうしますと、議案としての提案を受ける教育委員会ですね、あの会議ですよ。事務局側ではなくて教育委員会、委員さん方がおられる教育委員会。この方々については全く白紙の状態では臨めないんじゃないですか。臨めますか、その議案に対して。市長との合議を含めて了解を得た上での提案になってくるんですよ。そこに教育委員会の独自性はどこにあるんですか。何のことはない、実質的には市長の諮問委員会と同じじゃないですか、それでは。違いますか。自主的に決定権ありますか。職務権限としてはあるけども。あなた方はおそらく事前にそういうことを説明するんでしょう、教育委員さん方に説明を行わないですか、その議案に対する説明を行うでしょう。その時点では、ちゃんとこれは市長をはじめとする市長部局の了解をいただいておりますと、そんなことでの議案の審議のあり方がおかしいと思いませんか。教育委員会は独立した行政機関ですよ。市長の諮問委員会ではないんですよ。そういう予断を持って審議に入れますか。これは独立した行政機関ですか。

教育部長

教育委員会に提案する場合には、事前にこういう案についての説明はさせていただきます、議案についてはですね。ただ、その内容について、委員さんたちに予断を持たせるための説明とは思っておりません。それともう1つは、当然市の案といずれなりますので、当然事前に財政的な側面もございまして、こういう考え方を教育委員会事務局として教育委員さん方に提

案するというふうな説明はいたしますので、それをもって教育委員さんたちが予断をもってこれは市長が、仮の話でございますが、オッケーしたからそのままオール賛成というふうな形になるとは考えておりませんし、独立した行政機関としての教育委員さんたちの意見もこの案には反映されているものと考えております。

永露委員

それで先ほどどなたかおっしゃいました。教育委員会が議決をされました。そして、これは別にその最終的な決定ではあるような、ないような話をされましたけども、これは実質的には最終決定でしょう。これの変更なんかありません。市長も決め、教育委員会も決めたことに対して、今度市長部局に戻っていったって何かできますか。変更等があり得ますか。あり得んでしょうも。ましては、我々議会にもそういう変更権なんか全くないんです。ですから、我々が今度もらいましたね、この学校再編整備計画をいただきました。その中に事務連絡というのが入っておりますね。まさにここに表れているじゃないですか、事務連絡。一番最後に委員さんも御一読いただきます。これでしょう、これで決めたから一度読んでおいてくださいということですよ。そうでしょうも。単なる事務連絡です。我々はこうして決めましたと、ですから皆さん方がいろいろ言う余地はありませんよと、そういう最後通告です。実質的な最後通告なんです。ですから我々が何も内容について、中身ついて私は何も言うておりませんけども、中身についてここで議論しても意味のないことじゃないですか。意味があるんですか。あるなら言うてください。

教育部長

お手元に配付しております小中学校再編整備計画につきましては、もう教育委員会で最終決定したものでございます。ですから質問委員おっしゃるように変更はあり得ないと考えております。

永露委員

残念ながらそのとおりなんです。ですから私は前回も申し上げたと思います、そのような内容のことをですね。それで、素案の段階では当然広く意見を聞くということですから、素案というふうにされておった。今度、この素案も消えてしまったんですよ。先ほどちょっと部長言いかけておりましたね。案じゃないんですよ。計画なんですよ。もう言うてもしょうがないんです。もう我々の意見が通る余地はないんでしょう。聞くだけは聞くけどもですか。それを反映することはできません、ならそう言うてください。もうしませんから。

教育部長

再編整備計画につきましては、この案でご理解をいただきたいと考えております。

永露委員

しません。しませんけども、ただ1つだけ、これが素案の内容とほぼ変わらずに出てきたものならば、もうそれはそれでいいんです。素案の段階で私どもは自分の意見等も皆さん方も言うております。それが実質的にこの計画に反映されたかどうかは別にしても、そういう機会がありました。議論する機会はいただきました。ところが、今回これについては議論する余地がないんです、実質的に。最終的に我々が関係してくるのは、条例とか予算のときだけなんです。こういう学校をつくりますという予算が出てきたときに、そういう個別なものに対して我々は何も反対してないんですよ。だから、反対のしようがないんです。子どもたちのためにそういうものをつくるということに対して反対のしようがないんですよ。ところが、我々が問題にしているのは、この再編計画全体像がこれでいいのかどうかということに対しては、言いたいことがたくさんあるんですよ。他の議員さんもそうだと思うんです。ところが、我々にこれが出されたのは、今日ですね、正式にこれが出された時点ではもう議論をする余地がなくなった後に出してきとるんですよ、実質的には。

ですから、例えば素案の段階で広く関係者の意見を聞くということで説明会等を開かれてお

ります。それはそれでいいことなんです。その間にも公の施設委員会とこの委員会もありましたので、その場が与えられました。しかし、残念ながら変更されたものについては、議論する時間を与えられてないんです、我々は。これは変わっていないならいいんですよ。でも、かなり大きく変わっておりますでしょう。基本的なものが変わっておりますでしょうが。だから少なくともそういうものがあるときには、その時間位与えていただけませんか。なるならないは別にしても、もともとあなた方は関係者と、関係者という中には我々も入っているんでしょうも、違うんですかね。議会は無関係者ですか。保護者とか地域の方々だけですか、子どもも含めて。そうじゃないでしょうも。これは飯塚市全体の将来のための全体像でしょう。それには当然我々が加担すべきじゃないですか。その時間すら与えていただけなかったんですよ。どう思われますか。

教育部長

素案を6月9日に出しまして、その後は公共施設の特別委員会なり、あるいは市民文教委員会、あるいは質問議員が言われたように各種説明会、意見交換会などの意見をいただきまして、その意見を反映して今回の計画にさせていただいたものですので、いろんな議員さん方も含めたご意見を取り入れた中で、変更部分については取り入れたということでご理解をいただきたいと思っております。

永露委員

私どもの意見も取り入れた形の中で今部長、こういう変更内容になったということですね。ではお尋ねいたしますが、八木山小学校が今回の再編で一番問題、争点になるということが想定されておりました。そして地域の方々がかんりのそういう反対というか、存続させてほしいという大きな意見、力がありました。それでもあなた方は、この鎮西地区の一体型の統合計画は、これは最終的には子どもたちのためにやるんですと言ったんですよ。子どもたちのためにやるんですと、ですからそういう反対運動等は気持ちもわかりますけども、それは地域とかなんとか言うよりも先ず子どもたちのことを第1に考えて、この計画を立てましたと言われたんです。ですから私はその内容については了解を、自分の気持ちとしてはね、了解する場とかいうのはありませんけども、気持ちとしては了解しとったんです。

ところが今度、その大きなポイントとなった八木山小学校は存続に変わったんですね。いろんな理由はあったんでしょう。でもこれが本当に、当初言われとった子どもたちのために第1に考えての計画ということで、八木山小学校も統廃合を行う、一体型にやるという基本方針があったわけですけど、なぜ変わったんですか。変わった理由は、ただ地域とか保護者のバックアップ、地域の協力とかそういうことだけですか。そういうことだけじゃないんですか。あなた方は、存続することを逆説に言うとな、八木山小学校を一体型に入れずに外すことは、子どもたちの将来のためにならないからそうするんだと言ったんですよ。違いますか。八木山小学校を外したということは、もとに戻って言ったら、子どもたちのためにならないことを結局はやったんじゃないんですか。違いますか。もともとその判断でやったんでしょう。そういう筋道の立て方おかしいですか。部長、いかがですか。

教育長

いま質問者がおっしゃるとおりです。八木山小学校をどうするかについてが、最も教育委員会事務局、そして教育委員会会議でも素案から今回の整備計画になるまで随分の論議を要しました。小中一貫教育のほうが子どもたちにとって効果があると私どもは認識をして、地域への説明会にも臨みました。どうしても八木山という場所にこだわっての地域の要望でしたら、その一貫した教育の内容について、その効果でご説明をすることでご理解いただけるというように思っておりました。

実際に直接八木山にも臨んで、私だけではなかつたらうと思いますが、事務局の職員が感じましたのは、特に私は学校の中から子どもたちの教育を見るに過ぎなかつたんだなというの

を痛感いたしました。つまり学校作りは地域や保護者づくりにつながり、その地域や保護者づくりが子どもづくりにつながるので、地域とともに学校と保護者と地域が一緒になって、一つになって子どもたちの教育をやっていこうとしているこの地域のあり方を、今の時点で認め伸ばしていくことも1つの飯塚市の教育推進のモデルになるというように判断をいたしましたし、八木山地区の方々にはふもとにできるであろう一貫教育校のあり方について全く否定的ではありませんでした。既に一貫教育について研究や視察も行われており、自分たちで教育委員会と一緒に再度今の、先ほど申しましたような学校づくり、子どもづくりに頑張ってみて、でもやっぱりというときには一緒にお願いしますということを自分たちのほうからでも話をするというその姿勢と、これからの教育に教育委員会も地域と一緒にやっていこうということで教育委員会会議のほうでも論議の末、そのような変更をした次第でございます。

永露委員

ということは、今回の一体型への編入から存続をさせた変更の一番の理由は、このまま存続させたほうが、八木山小学校の子どもたちにとって一体型へ編入するよりもよりプラスになるという決断ですか。

教育長

わかりやすく言い変えますならば、地域と保護者と学校が子どもの教育に向かっている、これを無理に今の全部取っ払って一貫校のほうにすることは子どもたちの教育にとって大きなマイナスであるというように考えました。

永露委員

ちょっと納得できませんね。僕はそういう地域の方々の声とかいうことは理解できんわけでもありません。理解できます。よく知っていますから、理解できます。ただ私は教育長も常々言われておった、西課長も常々言われておりましたように、やはり今の時代の中では一体型の小中一貫校のほうが絶対にプラスになると言い続けてきたんですよ。皆さん方も言い続けてきたんですよ。だから今回このように大幅に一体型をやるようとしているんでしょう。その根拠はそこでしょう。私もそう思います。

ですから、それを覆す理由というのはもっと大きなものでなければいけませんよ。今の先生の発言には、まだ食い足らん。弱いです。それを覆すだけの根拠はない。やはり地域、保護者、最終的にはそっちを向いた判断になったんですよ。だから常々私は言っておりましたね。親とか地域とか校長とか議会とか無視していいと言ったんですよ。無視しても、そのことをやるほうが子どもたちのためになることならば無視しなさいと、してもいいというふうにならぬと思っております。ですから、いま教育長が言われた変更した理由というのは、根拠が非常に脆弱。少なくとも私が納得できるご答弁ではありません。

ということをごこうしていかんやってもね、意味のないことですから、意味のないことを私はやっているんです、一生懸命。どうしようもないことをね。非常に心が虚しいんですよ。幾らやったって何もならぬことをやっているんです。極端に言えば時間の無駄なんです。寂しいけどね。でも、これからの問題として、先生、確かに教育委員会としての最終的には職権というものがありますよ。ありますけども、やはりこれは教育委員会だけの問題でもないし、やっぱり議会も関わっての問題だと思っております。ですから少なくとも、そこで最終決定をする前に少し議会と議論を深める、議会側の意見も聞くような場をぜひ設けていただきたいと思うんですがね、いかがでしょうか。

教育長

今回、確かに1年間計画を具体的に出すということ、アンケート調査や地域説明会はしたとはいえ、先延ばしにしていたことも自分で感じておりましたので、このちょうどその節目の1年後には教育委員会としての方針として計画を出さなければならないという意識で仕事をしてきました。そんな中で、いまご指摘がありましたような素案から案として変更点があるその

間に、所管の委員会で委員さん方のご意見等を聞く時間を設定すべきだったと振り返っています。今回、教育委員会会議で、このような形で既に整備計画として決定してしまいましたので、大変申しわけありませんが、これを後戻りということにはできませんが、今後教育に関する方針、それからそれぞれの再編整備計画を実施する地域では問題や課題も抱えておりますので、そのようなことについての具体策だとか、考え方の方向性を出すことに今後なっていくと思いますので、その折にはうちとして最終的に決定してしまったという段階ではないところで、しっかりご意見を伺っていきたいと思っております。

佐藤委員

いま説明されております八木山小学校を小中一貫校にすることが適切じゃないという理由と、そのまま存続するという理由と、先ほど質問がありました目尾小学校、平恒小学校が小中一貫校になる、地域では残してくれという保護者もいるんですね。その違いが、何がどう違うのかが私にはわかりません。先日も平恒小学校のPTA会長さんともお話をさせていただきました。目尾小学校の会長さんともお話をさせていただきました。きょう、たまたま学校開放日の分が配られておりますけども、平恒小学校は保護者と地域と学校と一体になった授業もこれで組んであるんですね。一生懸命学校を盛り上げようとしてあります。そういうところは小中一貫校としてなくて、八木山だけは存続するというその違いがですね、私にはちょっと今の答弁を聞いていて分からなかったんですが、その辺だけ、どこが違うのか、なぜ八木山だけ残して目尾と平恒は小中一貫校としてするのか、その違いを教えてくださいたいと思います。

教育長

現在、提案しています鎮西、そして幸袋、そして穂波東中学校区は、今回小中一貫校として新たな校舎として建築をしなければ、施設一体型の一貫教育は今後将来的に難しいと考えています。ただ、鎮西中学校区だけは、率直に申し上げまして八木山の児童数を考えたときに、連携授業や学校行事で連携するときの仕方は極めて簡単でございます。マイクロバスで移動ができるという意味です。そういう濃密な連携の仕方も可能ですし、そして例えば5年後、10年後に、やっぱり一貫教育で子どもたちを育てることのほうを私たちは望みますと地域が変わられたときに、保護者が変わられたときには、それをそのまま受け入れることができる学校でございます。例えば平恒小学校を例にとりて説明をさせていただきますと、この中にはなかなか書けませんでした、教育委員会として穂波東中学校の建て替えを早急にする必要がある、これを大前提として考えております。それを進めるに当たってどうするかということも勘案して、地域のご理解も得ていきたいと考えておる次第です。

佐藤委員

全然理解できないんですけども、鎮西地域が小中一貫校として八木山は後で統廃合できると、平恒はできないということなんですか。穂波東中地域は、例えば楽市小学校と穂波東中学校を小中一貫校としてつくって、平恒の人を残しとって後から編入するということはできないということなんですか。よくわかりません。

教育長

説明不足で申しわけありません。いま単純にキャパの問題でいいました。今の鎮西中学校の学校をつくっております、そのままの形で受け入れることはできます。もし穂波東中学校区で平恒小学校の跡地なのか、楽市の跡地なのか、別の場所なのか、まだすいません決定しきっていませんが、どこかに建てたときに、例えば平恒は残りたいよとおっしゃったときに、別のところに建てておいて、そこに後からいらっしゃいはハード的に難しいと判断しております。

佐藤委員

でも教育委員会は小中一貫を推進していくんでしょう。そのほうが確実にいいんでしょう。そしたら八木山にもそうやって説明するべきじゃなかったんですか。小中一貫校のほうがいいんですよということ。何かそこら辺が小中一貫と言ったり、小中連携と言ったりで、単純に

地元と地域が一緒になったから残すとかですよ。何かお考えが、ぶれてまではいないんでしょうけども、私たちが地域から相談があったときに説得する材料がないんですよ。正直言いました。その辺は、私は全く今の答弁じゃ理解できないし、先日話したときも、切実な要望、何で八木山だけ残して平恒は残せないんですかと言われたときに、小中一貫校がいいからでしょう、小中一貫校を進めているから、小中一貫校はいいもんですよって説明するんですけど、八木山は残すんでしょってなるんですよ。だから、それであれば平恒も目尾も残すべきだと思うんですよ。地域の要望があるのであれば。その辺は理解できません。

委員長

他に質疑はありませんか。

永露委員

今度、一中に変更がありましたね。当初、菰中だけだったんですが、三中がくるという。これに対する、例えば増築等も含めて考えなければならぬんでしょうが、具体的にどのように変わっていくんですか。その対応についてちょっとお示してください。

学校施設等再編整備対策室主幹

今回の計画におきまして、菰田中学校と第三中学校を飯塚第一中学校と統合するという計画にしております。このため現在の飯塚第一中学校の教室数等では、若干ではございますが不足することが予想されますので、必要な教室棟の増築を現在検討しているところでございます。また、教室数だけで申しますと、現在のキャパでも受け入れることは可能なんですが、その後、少人数学級等の検討も国及び飯塚市のほうでもやっておりますので、それなりの教室を確保するというところで増築等の検討をいま行っているところでございます。

永露委員

例えば増築するにしても、数が分かりましょから、空き教室とかね、新たにふえる子どもたちの数とかいうのはわかりましょから。大体どの程度の教室分を増築しなければならないと。例えば統合によって他への影響とかね、例えばグラウンドとかそういうことも含め、学校全体として何か影響するところは出てこないんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

ご存じのとおり、飯塚第一中学校は周辺を土手および住宅で囲まれておりますので、これ以上の買い増しといいますか、敷地面積自体をふやすことは不可能だと考えております。そこで増築するためのスペースの確保が必要になってきますので、現在、種々検討しておりますが、中学校で行っているプールの時間数等を勘案し、例えば現在の水泳授業をその他の民間や市営プールのほうで授業を実施することにより、プールの廃止、その場所への増築等の検討ができるのではないかとこのように考えております。

永露委員

それと、この一中については、一体型ではなくて連携型ですね。僕はこういう形で、例えば中学校3つですね。小学校が5つの連携型になるんですね。これこそ一体型にしたらどうですか。とか言っても変わらないんでしょうから。変わらないことはやめておきます。そういう議論できませんから。無駄ですから。やめますけども、こういう多くの数の学校で連携型でやっていく上で心配ないですかね。果たして、十分に機能するのかなと。皆さん方は連携型も一体型と遜色ないようなことでやりたい、きちんとやれば遜色ないものができるというふうにおっしゃっているんですよ。本当にそれなら一体型なんか作る必要はないんです。一体型のほうがより上だから、一体型をお金かけてでもしようとしているんですよ。そこに一体型と連携型との差というのは、当然出てくるはず、あるんですよ。あることは分かっているけれどもあまり言えないんですよ。公教育を行う上で、そんなに差がありますなんて口が裂けても言えんでしょう。でも実質はあるんです。当然だれが考えたって、一体型のほうがやりやすいです。同じ場所でやるんですから。小中一貫。連携型というのは一体型に絶対に及ばないのです。いろんな面で

及ばない。それもわかっておるんです。皆さん方も十分にわかっているんです。それでも口が裂けてもいけません。

このように中学校3校、小学校5校ですか。こういう形の中で、それぞれに各地域に点在した中で連携型の一貫校としてやっていこうという上で、僕はかなり問題点が出てくるんじゃないかと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

教育長

一中と三中と菰田が、1つになってひとつの中学、そしてそれに菰田小学校、立岩小学校、片島小学校、飯塚小学校、鯉田小学校というような1つの中学校、5つの小学校の連携校となります。私どももその連携のあり方については、現在のままでは時間的にも物理的にも距離的にも難しいものがあると思っていますので、しかしながら校舎一体型の一貫校と比べてのよりよい教育の提供がダウンしてはいけませんので、それについては連携のための加配教員の配置等についても今後検討して情報の伝達や教員の交流、子どもたちの学校行事での交流が実施できるよう支援していかなければならないと想定をしています。

永露委員

変わらないことについてはやめておきます。

瀬戸委員

一点だけちょっとお尋ねいたします。一中と菰中と、それと三中と一緒にになると。平成27年を目標にということで、これは、なるときには同時に移ってくるわけですか。そのときは中学校3年生で一番大切な時期ですね、高校入試で。どういうふうな移し方をされるのか、その辺の案があれば教えていただきたいと思います。

教育長

既に三中校区、それから菰田中校区での説明会の中で、その分については是非配慮してほしいということで、声が上がってきております。といいますのが、まずは同時にすることも両方の地域からの要望でございます。1つが来て、さらに大きい学校になったときに別の学校が来るというのは、新たに来る子どもたちが心配だということで、それで同時にいたします。配慮事項として、中1、中2と先生たちとの人間関係もできているのに、新しい学校にぼんといって、ほとんど知らない先生たちの中で、中学校3年生という大事な時期を過ごすことはいかかなものかという声が両方から上がってきていますので、それについては現在県の教育委員会と相談をして単年度措置になりそうですが、教員の人事配置ということで菰中や三中の教員も同一敷地内の中で、1年間の経過措置を送れる方法について、今調整をしているところでございます。

瀬戸委員

例えば、時期の問題ですけど中学3年生において、全部一中も、三中も菰中も、卒業したあとに新3年生と、そのときに一緒になるということであれば1年間あるから、その辺の今おっしゃったようなことも十分に対処できると思いますけど、そういうふうな配慮をぜひしていただきたいと。やっぱり親御さんでそういう心配をされてある方もたくさんいらっしゃるので要望しておきます。

鯉川委員

素朴な疑問としてちょっとお尋ねしたいんですけども、飯塚第一中学校区のところに片島小学校も連携型として入っておりますよね。そして、片島小学校は二瀬中学校区のほうでも、「二瀬中学校については現在地において、伊岐須小学校（片島小学校）との連携型教育校として存続いたします」と書いてありますけれども、1つの小学校で2つの中学校との連携というのは、私が考えるには不可能、というか非常にやりにくいんじゃないかなと思いますけども、そこら辺をどのように考えてあるのかお尋ねをいたします。

学校施設等再編整備対策室主幹

いまご質問の件でございますが、委員さん言われますとおり1つの小学校と2つの中学校の

連携というかなり困難だというふうに考えております。そこで、この括弧書きの小学校につきましては、その校区内の一部がそれぞれの中学校に分かれて、進学するというような形の校区でございまして、その辺につきましては先の委員会等でもお話ししておりましたが、通学区域審議会等に諮りまして、できる限り1つの小学校から1つの中学校へ行けるような校区の設定を現在検討しているところでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:17

委員会を再開いたします。

田中委員

いま鯉川委員の質問の中でちょっと確認をさせていただきたいんですが、片島小学校、いま現在横田、川津地域から通ってらっしゃる方だけは、二瀬中学校に進学されておりますが、今のご答弁であれば、片島小学校の生徒さんはすべて一中にという考えなのでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

現在、いま申せられました横田と川津の一部が二瀬中学校、それ以外が第一中学校という校区になっておりますので、いま地域の方のご要望といたしましては、どちらへでも行ける校区にしてもらえないかという要望がなされようとしております。ですけれども、先ほど申し上げますように、教育委員会としましては連携をする上では、同じ中学校に進学したほうが連携はしやすいのではないかというふうに考えているところでございます。ただし、隣接区域の校区につきましては、どちらも選べる制度も必要じゃないかというふうに考えておりますので、通学区域審議会のほうに十分検討を願いまして、その答申を待って決定したいというふうに考えております。

田中委員

すみません。ちょっといまの説明、よく分からなかったんですが、もう一度いいですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

教育委員会としましては、1つの小学校から1つの中学校への進学が望ましいと考えておりますが、先ほど言いました横田地区とか、川津の一部の地区の保護者の方が、明日こられるようになってるんですが、要望内容といたしましては、一中でも二瀬中学校でも選べる区域として定めてくれんかというようなことをお聞きしております。しかしながら、そうしますと結果的に1つの小学校から2つの中学校への進学となりますことから、教育委員会としましてはできる限り1つの中学校へ行ける方法のほうがよいのではないかと考えております。ただし、地元の要望等もありますから、通学区域審議会のほうに十分検討を願いまして、最終決定をしたいというふうに考えているところでございます。

瀬戸委員

いまの答弁では、結局は親たちの話を聞いて、その審議会に言って、判断をしたいということですけど、それは説得せないかんでしょ、連携型ができないじゃないですか。分かれたら。立岩もしかりですよ。そんな中途半端なことを言っていたらだめですよ。どっちかに優先しないと連携できないでしょ。連携できない学校ができてしまうということですよ、飯塚市内に。その辺はちゃんと考えてものを言わないと。

学校施設等再編整備対策室主幹

連携教育については、先ほど教育長が申し上げましたが、その方法等については、先進事例等がありまして、1つの小学校から2つの中学校あたりの連携方法等も研究しているところでございます。その中で方法はあるんですけども、教育委員会としては1つの小学校から1つの中学がいいというふうに考えておりますので、ここで言い切れないというのが、通学区域審議会

にもいろんな立場の方のご意見もございますので、一応諮問して答申をもらうというシステムになっております。その中でご意見もお聞きしながら、最終決定はそこでしたいというような意味でいま申し上げているところでございます。

瀬戸委員

要望ですけど、やっぱり1つの小学校で2つに分かれるのはちょっと、やっぱり子どもたちも可哀想ですよ。二中と一中と全く内容が一緒であればいいでしょうけど、おそらく学校、学校によって特色があるはずですから、できたら同じ学校にいる子どもたちは同じ中学校と連携をするのがベターだと思いますので、その辺しっかりね、審議会のほうもそういう答申を出されるだろうと思いますけども、そういうふうに親御さんたちにはきっちり説明を、強くやはり説明をして、そういうふうになるようにしてあげたほうがいいと思います。これは要望しておきます。

松本委員

今の一小学校から二つの中学校に分かれる、これについては私も1つ中学にいったほうが、子どもたちのためにいいんじゃないかというふうに思うんですが、さっき選択制をとってほしいという話が出ていたかと思うんですが、教育委員会としては、この通学路については選択制をやって行くと言われていたんじゃないんですかね、違うんですかね。確認します。

学校施設等再編整備対策室主幹

隣接区域選択制につきましては、統廃合によりまして通学距離が特に延びるとか、かえって近くに学校が存続したままのところの一部地区につきましては、そういう選択できる制度も検討したいというふうに計画上は掲げておりました。今回の横田地区につきましては、保護者の代表の方と、ちょっとお話したところによりまして、現在既にお兄ちゃんとか、お姉ちゃんが、例えば二瀬中学校に行っている関係もありまして、できましたら妹、弟もお兄ちゃん、お姉ちゃんの行くほうも選べるような検討はできないかというご相談でございました。

松本委員

わかりました。それで片島の例が出ましたけれども、そういったところについては審議会のほうに委ねるというお考えということですか。そうすると先ほどの選択制の部分はそのまま生きていくということですか。そのままの方針というか、考え方で進めると理解してよろしいんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

若干片島との例とは違うかと思いますが、さきほど申しましたような場合は選べる制度も検討するというのを考えております。

佐藤委員

いま学校選択制の話が出てきましたんで、これは要望で終わります。旧穂波地域は学校選択制をして、今も大変な状況にあります。学校選択制によって地域連携ができない、そして小中一貫校もしづらい状況になりますので、その辺を先に整理されてその辺の話をしていってください。旧穂波地域の学校選択制の問題、その辺は要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永露委員

一体型の学校ができますと、おそらくお尋ねしてもまだ確定はしておりませんというご答弁しか返ってこないと思いますけども、教育カリキュラムとして多分4・3・2をとろうというふうに思うんですよ。6・3ではないことは間違いなく思うんですね。6・3の弊害があるからやるんですから6・3を残すことはないと思います。ですから、おそらくその中で最有力候補として4・3・2が出てくるんだろうと思うんです。西課長の頭の中にもその数字があると思うんですが、まだ確定はしておりませんという答弁でしょうけども、例えばこの4・

3・2制でやると仮定して、教師や児童生徒の異動がなければ問題ないんです。ただし、教師も異動がありますね。連携型というところから、例えば一体型に来る。一体型から連携型に行く。基本的には同じような効果を求めますと言うけれども、実質的には違う。内容的にも。やり方が基本的には違うんですから違いはあります。そこでの教師の異動が出てきますね。それとか、児童生徒の異動が出てきますね、転出転入。それも例えば、市外からの転出転入とかもありますね。基本的に6・3制から新しいカリキュラムのところに途中から異動してくることもあります。これらの問題について、どのような対応を考えておられますか。

学校教育課長

確かにいま言われたとおり、6・3制、4・3・2制、考えておるところでございます。転入生、転出生につきましても、カリキュラムにつきましても学習指導に則ったカリキュラムということで進めていきますので、これは全国共通のカリキュラムということになるかと思っています。

ただその中で4・3・2制になるかわかりませんが、その一貫校の特色ですね。例えば、中学校の教師が小学校に行って授業をすとか、そういった専門性の問題等で効果があると思っています。ですから、その点転出する生徒については、そういった先の学校でできているんですが、入ってくる、転入してくる生徒につきましても、最初慣れない面も、入ってすぐですね、慣れない面もあるかと思いますが、そこは個人的な指導とか、そういった対応を考えながら転出については、考えて行くようにしていきたいというふうに今思っているところでございます。

教師につきましても、いま飯塚市内全域で小中一貫校に対する研修を始めようとしております。いま穎田が一番進んでいるところでございますから、その中でいま穎田でやっております穎田校区一貫教育連絡協議会というのがありまして、その中にいろんな先生に入っていて研修を進めていくということで、小中一貫につきましても、今後飯塚市内全教師に対する研修を考えていかなければならないというふうに考えております。そうすることによって、小中一貫校のシステムと連携型のシステム、そういったことの研修を今後進めてスムーズな異動ができるようにというふうに考えております。

永露委員

いま申し上げた点につきましても、まだまだもう少し時間があると思うんですけど、この間にきちっと対応できるような体制をぜひつくっていただきたいと思います。大変でしょうけど、そのときに課長おられんでしょうけど。学校再編以外でちょっとよろしいですか。

委員長

どうぞ。

永露委員

先日市報で、事業仕分けが報告事項であるんですかね、事業評価結果だけですね。事業仕分けの結果概要というものが、市報に載っていました。この中でちょっと気になったんですけど、中学生の海外研修事業が結果として見直しということで、その中に評価者が6名ですか、それとコーディネーター、進行役ですかね、まとめ役さんが一人おられて7名でやって、評価委員さんの採決になっているわけですね。この中で6名のうちの実質的に不要が3ですね。こんなもの止めてしまえというのが3です。見直しというのが3なんですね。3対3に分かれてコーディネーターがまあまあというところで見直しに収まったんだろうと思うんですけど、結局4対3ということで見直しということなんですよ。

私が驚いたのは、少なくとも6名のうちの半分の方が不要というふうに断定されたんですね。これどういう理由からなんですか。もちろん課長おられましたでしょう、その場。見直しということについてはある程度理解できます、確かに。でも不要というふうに、不要ということはもう止めてしまえということでしょう。止めてしまえという根拠が私の感覚からいうと理解

できない。私はこれの効果というものをもの凄く評価しておりますから。子どもが外国に行っているんな経験をすることがどれだけのプラスになるかという、これからの将来に向かってプラスになるということを、凄く評価しておりますから。これを不要と言われるとね、むかつくんですね、個人的に。だから何をもちて不要ということを言われたのか、ちょっと教えてください。

生涯学習課長

事業仕分けにおきましては、最終的には見直しという結果になっておりますけど、いま委員が言われましたように、3名の方から不要というような事が出ておりました。

大きな理由としましては、まず自己負担が高いということが言われております。経済的に余裕のない子どもにとっては、この研修に参加できないというようなことが言われております。また、選考試験についても聞かれまして、選考試験については筆記試験と英語のリスニング、それから面接を行っておりますけど、この中から成績優秀というか、優位な方を選抜して25名を選んでおりますが、こういうことに関しまして人材育成事業として成績優秀でお金のある人だけしかいけないのかというような意見もありました。そういうところから、この事業については見直しというような結果とともに、ある委員においては一部不要ではないかというようなことを言われておりますので、そういうことが原因なのかなと思っております。

委員長

学校教育課所管ではないので、配慮願います。

永露委員

私はまさに学校教育かと思うんですけど、やめろと言われればやめます。

委員長

では、もう一問だけどうぞ。

永露委員

少なくともこの中学生の海外派遣というのは、まさに教育の根幹だと私は思っております。まさに教育そのものだと思っております、人間形成の上からも。ですから、あえてちょっと質問させていただきたくはありますが、先ほど課長が一部といわれましたけど、半分の方が要らないと言っておりますよ。半分の方が、一部じゃないんですよ。コーディネーターの判断によっては不要になるんですよ。そういう危険性すらあったものなんでしょう、3対3に分かれて。そして、コーディネーターが見直しということになったんで、辛うじて見直しということになっただけでしょ。だから半分の方は不要、止めてしまえということです。

いま言われました自己負担の問題と、選考方法の問題を言われましたけども、当初は一応筆記試験等も行っておりましたけど、平成5年当時ですよ、行なっておりましたけれども、最終的にはガラガラポンの選考でやっていたんです。そういう意見もあったんで。ですから、例えば負担の問題とか、あるいは選考の方法等については、これは別に見直せばできることじゃないですか。見直せばできることなんですよ。僕だったらそういう問題が提案されたら、そこらの点について問題点があれば、そこらへんを見直して存続しましょうと言う、私なら言います。でも、それを一刀両断に不要と言われてしまったんです。だから、そこはもう納得できない、人がやったことですから、とやかく言っても仕方がないんでしょうけども。それで現在行われている海外派遣がどのような形かで変更になるんですか、なったんですか、その点いかがですか。

生涯学習課長

中学生の海外研修事業につきましては、いま委員が言われましたように、事業仕分けの中のヒアリングの中でも十分にこの事業が重要なことについては説明申し上げております。多感な中学生がいろいろな国に行って、経験したり体験したりすることの重要性とか、またコミュニケーション能力を開発することと、また研修から戻ってきても地域でのボランティア活動など、

この事業の有効性なり、子どもたちに与える影響については重々説明したつもりであります。

次に、この事業に対して見直しをしているのかということなんですけど、先ほど言われましたように選考試験のことについても、また費用の分についても従来からその点については指摘がございましたので、まず費用的な部分で現在オーストラリアで行っておる事業については40万円程度かかっておりますので、これについて研修先並びに行程の見直しで負担を軽くできないか、そのことによって参加できる中学生の数をふやすことができないか等々を検討してまいりました。今回、この見直しにおきまして、研修先をアジア地域にすることにより、それに行く行程に係る日数も減らし、時間も減らし、研修をコンパクトにするということと、それと一番大きなのが費用を下げることによって、参加者の保護者の負担を減らすこと等を考慮して、今回アジア方面の研修という形で見直しを図ってきたところでございます。現時点において実施3カ年の計画にあげておりますので、まだこの結果が出ておりませんので、はっきり見直せるかどうか分かっておりませんが、教育委員会の報告の中では見直す方向で、アジア方面という形で報告をしております。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成21年度分)について」報告を求めます。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、平成21年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について、点検及び評価を行い、その事務評価結果の報告書を作成いたしましたので、議会に提出させていただくとともにその概要についてご報告いたします。

配付いたしております資料、飯塚市教育委員会事業評価結果報告書の1ページをお願いいたします。1ページには、点検評価をおこなう目的やその方法などについて記載しております。点検・評価の方法につきましては、飯塚市教育施策要綱に掲げました主要施策を達成するために取り組みました主な事業の達成状況につきまして、教育大学の准教授1名と、元小学校の校長1名の2名の方から、A：達成している、B：概ね達成している、C：課題がある、D：事業見直しが必要の4ランクで評価をいただいております。また、この外部評価をいただくにあたりましては、今回新たに評価者と各所管課との間で、事業毎にヒアリングを実施いたしました。事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で2名の合議のもとに評価をしていただきました。今回、評価者を2名とした上で、ヒアリングを実施したことにつきましては、昨年、議会のほうからも指摘がございました評価の客観性を高めるために、改善したものであります。

2ページをお願いいたします。全体評価結果でございますが、事業全体を通しての第三者の意見を外部評価講評といたしまして、それぞれ2名の方から記載をいただいております。

3ページをお願いいたします。ここに記載しておりますように、学校教育分野13事業、生涯学習分野13事業の計26事業を点検評価の対象といたしまして、それに対する集計結果を

記載いたしております。その結果、A：達成が3事業、B：概ね達成が20事業、C：課題があるが3事業、D：事業見直しが0という結果となっております。

次に、4ページをお願いいたします。4ページから13ページまでにつきましては、取組施策別の評価結果を記載しております。表の見方につきましては、4ページの上段のところに記載しているとおりであります。その中の表の意見等の欄につきましては、事業ごとに所管課と評価者がヒアリングを実施した際の評価者の意見を記載しているものであります。

それぞれの各項目の詳しい説明は省略させていただきますが、全体といたしましては、評価者からは、21年度の事業は概ね達成されているという講評をいただいているところであり、課題があると評価をされた事業につきましても、例えば6ページのシート5の「体力向上に関する施策」については、本市の体力が低い位置にあることを踏まえ、授業での改善や具体的な取り組みを実施するように指摘を受けると共に、家庭への呼びかけや地域の体育指導員との連携を図るよう検討してほしいなどの意見をいただいているところであります。

最後に、15ページから40ページにかけて、各所管課において作成しました「点検及び評価シート」を26事業分添付いたしているものであります。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的・内容・目標値、また取組状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検・評価いたしたもので、外部評価をいただくにあたりまして、このシートをお示ししてヒアリングを実施し、評価をいただいたものでございます。

この事業評価結果につきましては、議会に提出すると共に、市民の皆様にも教育委員会事務局や市のホームページで公表し、ご意見をいただき、教育行政の改善に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

先ほど事業仕分けの件でちょっとご質問いたしましたけど、内容としては今回は平成21年度分の事業の結果評価ということだけですので、基本的には内容的には判断の基準は全く違うと思うんですけども、先ほど言いましたように、今回行われた事業仕分けの点ではこの中学生の海外派遣が半分の方が要らない、不要だというふうに判断されたんですが、ところが21年度の海外派遣事業の結果については、10ページに書いてありますね。非常に評価していただいとるんです。なおかつ、この21年度についてはインフルエンザの関係で中止になったんですよ。そのことすらも中止する必要はなかったんじゃないかと、ほかの形で行うべきでなかったかということでのC評価なんですね。内容がだめだと言ってないんです。やらなかったことに対する評価が悪いんです。こんなすばらしいものと書いてあるでしょう。こんなすばらしいものをなぜやめたんですかと。だからその結果評価が低いんです。21年度の事業結果については、私はそう思っておるんですね。そういう理解でよろしいですか。

教育総務課長

いま申されました分につきましては、10ページの中学生の海外研修事業の充実のところでございます。いま委員申されますとおり、この事業評価をいただくにあたりましては、ボランティア団体を立ち上げ、各種交流事業で積極的に活動していることは非常に素晴らしいことであるということで、この海外派遣事業についての事業自身については非常に評価をいただいているところでございます。ただ、当初目標といたしました、21年度に研修事業を実施するという所管課が掲げた目標に、インフルエンザの関係で行けなかったことは残念だけれども、そこで何か代替的なことも考えてほしかったと、その予算を何かに使ってほしかったと、研修事業の関係でというような評価をこの2名の方にはいただいていたというふうに考えております。

永露委員

こういう評価でABCとか出されると、Cというのは悪かったような、イメージ的にそうい

う評価をすることがあるんですけども、そうではなくて中身読んでいただくと評価はAなんです。Aダッシュくらいあるかもわからん。この事業の評価そのものは、この2人ですか、2人がされたこの事業の評価については全くAなんです。存続なんです。同じことで事業仕分けでされた方から見ると、これが半分が不要になったわけです。逆に言えば評価がCなんです。そういう評価の、物の見方、考え方によって評価が違うということは、頭に入れとってください。

ですから、あなた方はこの事業仕分けに結果的に左右されるものではないと書いてありますけども、やはり尊重しなければならない立場でしょう。無視していいんですけども、そういうわけにいかないという立場ですから、もうこれになるとおそろく見直しということに決まったんで、早速それを見直しましたということでしょう。そういう流れになってしまうんです。ところが、やっぱり違う見識を持ってある人たちから言うと、その考え方は全く違うんです。だから、この人たちの考え方と私は一緒なんです。でも人間いろいろありますから。いろんな物の考え方ありますから、だから一方的にこういうことだけで判断されるんじゃないで、ここでこういう評価もいただいておりますということも勘案した中で、本来の意味での見直しをすべきではなかったんですかと思うんですが、もう生涯学習課はここでの事業評価のことを踏まえた上で、恐らくもう見直しというふうな方向性になったんだらうと思うんですけどね。それも含めて抜本的に考えていただきたいと思います。私はぜひ存続していただきたいと思いますということだけは言っておきます。産みの親として言っときます。

委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「学校開放日について」報告を求めます。

学校教育課長

学校開放日についてご報告させていただきます。飯塚市「学校開放日」につきましては、市内全幼小中学校が一斉に学校を開放し、教育活動を公開することを通して、保護者・地域に対して教育活動への理解と協働意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進することを目的としております。今回は、11月18日(木)に実施いたします。

学校開放日への市民の方々への広報につきましては、市報及び飯塚市ホームページにはすでに掲載しており、各新聞社に対して掲載要請を行います。また、各学校からは保護者・校区住民等に対しての広報をするようにしております。市職員に対しましても、関係部課長宛に学校開放日に参加奨励の依頼をする予定としております。併せて、片峯教育長が事前に飯塚商工会議所及び飯塚工業会等を訪問され、市内の事業所で働く保護者の方々が、学校開放日に参観しやすくなるように、お願いの文書を持参し、参加奨励の依頼をする予定としております。

なお、各幼小中学校に対して、学校の特色を活かした公開ができると同時に、参観者の拡充が図れるように指導し、公開内容が決定しております。公開内容につきましては、添付資料に平成22年度飯塚市学校開放日内容一覧ということで配付しておりますので、ぜひとも各議員におかれましては、ぜひとも校区内の児童生徒の様子をご覧いただくようお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市子ども読書活動推進計画について」報告を求めます。

生涯学習課長

飯塚市子ども読書活動推進計画の策定についてご説明申し上げます。

本市の子ども読書活動の総合的かつ積極的な推進を図ることを目的に、教育委員会の附属機関であります、飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会において審議いただいております。「飯塚市子ども読書活動推進計画」がまとめられ、飯塚市教育委員会に答申がなされましたので報告いたします。

本計画は、子ども読書活動の推進に関する法律に基づく市町村行動計画として、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として、策定されたものでございます。

次に、計画書の概要について簡単にご説明いたします。別紙にてお配りしております飯塚市子ども読書活動推進計画をお願いいたします。まず当計画書の組み立てでございますが、4章で構成されております。第1章は「飯塚市子ども読書活動推進計画をつくるにあたって」とし、策定の趣旨や基本的な考え方などが示されています。第2章は「飯塚市の子ども読書活動の現状～実態調査から～」ということで、未就学児や小中学校、市立図書館での子ども読書に関する調査結果などの現状を示しています。第3章は「子ども読書活動の推進に向けて」とし、子ども読書活動を推進していくうえでの今後の取り組みについて示され、最後の第4章では「より良い計画推進のために」で締めくくっています。

1ページをお願いします、まず、第1章「飯塚市子ども読書活動推進計画をつくるにあたって」ですが、国の動向、策定の意義について、また、策定の基本的な考え方として、(1)計画の位置づけと性格、(2)計画の3つの柱、(3)計画の期間について示しています。

次に、4ページからの第2章ですが「飯塚市の子ども読書活動の現状～実態調査から～」では、1.飯塚市の未就学児の子ども読書活動については、(1)家庭・地域での現状について、(2)保育所・幼稚園等の現状について、(3)読書環境についてそれぞれ示しています。5ページの2.飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識については、平成20年12月に実施したアンケート調査の結果についてその内容を示しています。7ページの3.小・中学校の学校図書館の現状については、市内34小中学校の図書館の現状や図書館での活動内容を示しています。8ページの4.市立図書館の利用状況について、及び9ページからの5.本市の子ども読書環境に対する意識については、図書館の利用者統計や図書館利用者の意識調査の内容を述べたものでございます。11ページの6.飯塚市の事業実施状況については、小中学校並びに各施設などにおける子ども読書に関する取り組みを紹介しています。

次に、13ページをお願いします。この推進計画の中でも核となるのが第3章でございます。ここでは、子ども読書活動の推進に向けた3つの柱として「家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・図書館における子ども読書活動の推進」、二つ目として「市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力」、三つ目として「子ども読書活動に関する理解のための啓発」という基本方針を掲げ、それぞれの子ども読書活動推進のために必要な取り組みが示されています。

まず、13ページの基本方針の1「家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・図書館における子ども読書活動の推進」ですが、「家庭・地域」、「保育所・幼稚園」、「小・中学校」、「市立図書館」の4つに分け、それぞれの役割、今後の取り組みについて示しています。また、19ページからは、子ども読書推進に向けた実施・推進体制について各事業に対する関係課の関わりなどについて示しています。

21ページの基本方針の2「市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力」では、図書館の活用やボランティアとの連携・協力の推進について示しています。22ページの基本方針の3「子ども読書活動に関する理解のための啓発」では、読書に関する事業の開催や優良団体等の表彰、事業の紹介などの啓発について示しています。

最後になります23ページの第4章では、「より良い計画推進のために」ということでこの計画を進めるために必要な今後の連絡調整等について示されています。24ページ以降は資料といたしまして、「用語解説」、「関連法令」、「アンケート調査の結果」などを添付しています。

今後は、この基本計画をもとに、飯塚市の子どもたちが、多くの言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身につけてもらうために、市の総合計画はもとより、次世代育成支援対策行動計画などとの整合性を図りながら、全市を挙げて子ども読書活動を推進していきたいと考えています。以上簡単ですが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

ちょっと何点かお尋ねをいたします。この計画については、学校図書と図書館と市の図書館、こういう連携が出て来ていると思うんですが、いま生涯学習のほうから報告がありましたけれども、これは学校教育のほうとの連携はできて、この作成になったんでしょうか、まずそこからお尋ねします。

生涯学習課長

教育部学校教育課並びに教育総務課とも連携しながら、この計画を策定したものでございます。

松本委員

そうしますと、15ページに学校図書館の整備充実というところで、学校図書基準というふうに出てきておりますが、これは本のことでしょうか。どういうことなんですかお尋ねします。

生涯学習課長

そのとおりでございます。学校図書室の本のことです。

松本委員

そうしますと、ここに小学校で5校、中学校で1校が基準になっているけれども、あとの学校は基準外と、本が足りないというような判断でしょうか。

生涯学習課長

そのとおりでございます。本の数足りていないということでございます。

松本委員

そうしますと、この現状はどんなふうを受けとめられますか。飯塚市で学校教育をやっておられて、生涯学習をやっておられて、何とも情けない話、5校と1校しか満たってない。あとは本が足りない。そして子どもたちの実態調査によれば、近いところで本が欲しい、そうするともっと自分たちは読みたいんだがと出ているんですよ。これについてはどのようにお考えですか。

教育総務課長

いま申されます学校図書標準の充足率が、いわゆる100%に満たない学校がほとんど多いということでございます。これにつきましては、この時点では20年の調査でございました。現在はもう少し多くなっておるんですが、ただこれについては、3年前から合併したあとに図書館の蔵書の整理というものをずっとさせていただいております。以前にそれぞれの委員会等で、古い図書があって役に立たない本が多いんじゃないかといったご指摘もございまして、19年度から整理をしていっております。その関係もございまして、非常にこの充足率が非常に低くなっている状況がございます。したがって、22年度からは当初、この学校図書予算につきましては、学校のほうに配当予算ということを示した中で、要求をしておりましたが、それだけでは蔵書の整備が追いつかないということもございまして関係で、改めて別途予算を組みながら、させていただいたような経緯もございまして、今後におきましても、出来るだけこの整備を図ってまいりたいと考えております。

松本委員

そうでないと子どもたちに本を読め読めと片方では言っているんだけど、こっちには本がないわけですよ。そうすると全然その子どもたちの意向とか聞いても同じことですよ、本がないわけですから。それと学校図書に対する専門的知識を持った人材を配置し、子どもたちの読書活動への関心を高めていくことが学校の役割ですと、ちゃんと示されているにもかかわらず、学校の図書の司書さんの役割というのが、今ほんとに問われているんじゃないかなと、本の少ないということもさることながら、そういう図書司書の先生、ただ司書の先生というのは本を貸して本をもらって本の修理をしとけばいいと、それではないんですよ。だから、学校教育課のほうもやっぱり学校の図書の位置づけというのをはっきりさせないと、幾ら立派な計画を立てられても伸びていかない。どうですか。

教育総務課長

いま申されている件、図書司書補助員というのを各学校に1名ずつ配置をいたしております。ただ、この人につきましては司書に関する資格を有するものということで配置をするようにしておりますけれども、人材難ということもございまして、全員がその資格を持っていない実情がございまして。そうしたことから、こういったものについて司書補等の資格を持つ者をということと、今34校中21校で臨時職員で対応いたしておりますけれども、これについても教育委員会といたしましては、複数年の雇用が可能な嘱託にするという方向で考え方を示しております。この部分についてと先ほどの図書の蔵書の件も含めまして、予算等も伴いますので関係各課と協議をいたしながらその充実に図りたいというように考えております。

松本委員

最後になりますけれどもね、飯塚市は財政的なことを考えて、いま言われましたけれども臨職の傾向になっているんですよ。一方では専門性を要求される。どっちがどっちなんか、お金は使いたくないんだけれどもという話でしょう。そういうことが、教育の分野であっていいのかどうなのかというのをあなた方は考えて、お金はかかるんだけれどもどうせないかん、こうせないかんというのを決めていただきたい。ぜひとも要望しておきますので、よろしく願いを申し上げます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。